

平成 2 2 年度 ILO/日本マルチ・バイ事業の概要

1. ASEAN地域の健康確保対策事業・環境整備事業 6千4百万円

WHO（世界保健機関）と連携し、ASEAN地域において、地域住民・労働者に対する保健医療システムの導入及び労使協調体制の構築による労働者保護に関する意識高揚の推進を図る事業。

2. 地球環境の問題に配慮した雇用戦略支援事業 3千5百万円

ASEAN等で行われている環境に配慮した産業構造への移行に伴う構造的・摩擦的失業等に対応するため、一定の工業化を果たしている国に対して、地球環境の問題に配慮した雇用を促進するための支援を実施する事業。

3. アジア地域における雇用分野セーフティネット整備支援事業【新規事業】 5千6百万円

失業の伴う社会格差の拡大による社会の不安定化が懸念されるアジア地域において、失業保険制度導入支援等を通じて社会的セーフティネット整備を支援することにより、低所得者層を底上げし、アジア域内の民生の向上・有効需要の喚起を図る。

ILO/日本マルチバイ拠出金事業「ASEAN 地域における環境整備事業」
政労使地域セミナー

【日程・場所】 平成22年2月3・4日

マレーシア・クアラルンプール

【出張者】 村木総括審議官、安井補佐、江口協力調整係長

(中嶋連合国際顧問、鈴木日本経団連国際協力センター参与)

会合の位置付け・意義

標記事業は、ASEAN 諸国において健全な労使関係の構築を図ることを目的とした事業であり、ASEAN 事務局との協働事業である。本会合は、ASEAN+3の政労使が参集し、各国より労使関係の好事例等を発表、意見交換するもの。議論結果をレポートにまとめ、ASEAN 事務局が各国に配布する予定。(今回、ブルネイ、ミャンマー、中国、韓国は参加せず)

主な議論と我が国のスタンス

【議題・主な議論】

本年の地域セミナーのメインテーマは、「金融経済危機下において ASEAN 諸国に生じている労使関係の問題と動向」(“Emerging Industrial Relations Issues and trends in the ASEAN Countries in the time of Financial and Economic Crisis”)となっている。各国は、以下の通り4つのサブテーマの1つが割り当てられ、テーマに沿った好事例等の発表を行い、意見交換を行った。

- ・ Social dialogue: Philippines, Vietnam, Lao PDR
- ・ Collective bargaining: Malaysia, Cambodia
- ・ Dispute prevention: Indonesia, Thailand, Japan
- ・ Changing Forms of Employment: Singapore

【我が国のスタンス】

我が国からは労使紛争予防について、収集した国内労使の事例を基に生産性向上運動、春闘、雇用調整助成金制度を紛争予防に効果がある好事例として発表した。中嶋、鈴木両理事からも、政府発表に対するコメントを発表していただいた。各国からは春闘や日本の労使の現状等について多数の質問があった。

ILO/日本マルチ・バイ事業「地球環境の問題に配慮した雇用戦略支援事業」
「環境に配慮した雇用戦略(グリーンジョブ・イニシアチブ)専門家会合」結果概要

日時:平成22年2月23日(火)・24日(水)

場所:三田共用会議所

出席者:

(フィリピン共和国)Trasmonte 労働雇用省労働基準・社会保護局長、Cayobit 自由労働者連盟会計局長、B. Varela フィリピン経営者連盟会長他

(タイ王国) Silpa-archa 労働省技能開発局長、Deeying タイ労働会議顧問、Romchatthong タイ経営者連盟事務局長兼専務理事他

(日本) 細川厚生労働副大臣、南雲日本労働組合総連合会(連合)事務局長、川本(社)日本経済団体連合会常務理事(以上3名は閉会式のみ)、村木厚生労働省大臣官房総括審議官(国際担当)、村山全日本自動車産業労働組合総連合会(自動車総連)中央執行委員、大窪全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会(電機連合)中央執行委員、向野本田技研工業(株)グリーンファクトリー推進センター所長、芝池パナソニック(株)環境本部環境企画グループチームリーダー、齋藤(財)日本生産性本部研究員他

(ILO) 山本アジア・太平洋地域総局長、長谷川駐日代表他

開催趣旨:

アジア地域は、めざましい経済発展を続けてきた反面、水質・土壌汚染、天然資源の枯渇といった問題に直面しており、環境破壊のコストがこれまでの経済成長のメリットを帳消しにしかねない状況と指摘されています。このような中、ILOにおいては、2007年に、政労使が環境面で持続可能な企業活動と雇用の達成を目指す戦略である「グリーンジョブ・イニシアチブ」を打ち出しました。我が国は、同戦略の実現を支援するため、ILOに資金を拠出し、アジア諸国を対象とした「地球環境の問題に配慮した雇用戦略支援事業」を実施しています。

本専門家会合は、本事業の実施にあたり、日本、タイ、フィリピンの政労使代表、専門家、ILO等が参集し、事業内容の詳細について協議するため、開催したものです。

結果概要:

1日目:2月23日(火)

(1)開会式

開会式においては、まず、村木厚生労働省大臣官房総括審議官(国際担当)よりご挨拶いただき、事業の趣旨及び環境に優しい働き方の実現には政労使が協議をつくし、互いに協力していくことが必要であることなどを説明されました。

続いて、長谷川ILO駐日事務所代表より、1974年以降厚生労働省が行っているILOへの支援への感謝、グリーンジョブという考え方が持続可能な経済にとって重要であることなどをご挨拶としていただきました。

Mamic ILO専門家より、グリーンジョブ・イニシアチブについて、以下の説明がありました。

①気候変動が企業活動と労働市場に大きな影響を与えつつあり、その影響をなるべく小さいものとする必要があり、本事業は、気候変動の影響に備えることにより、経済、雇用及び環境にとってい

ずれもプラスとなる結果を得ようとするもの。

- ②重要なのは、持続可能な企業活動でなければ、ディーセント・ワークは達成されず、持続可能な企業活動にとってグリーンジョブが重要であることである。したがって、グリーンジョブはディーセント・ワークにとって重要である。
- ③気候変動に伴う経済活動の変化に対応するためには、政策レベル及び現場レベル双方での取組が重要である。特に能力構築がグリーンジョブ・イニシアチブの中核的な要素となる。グリーンジョブの分野におけるILOの今後の活動としては、政労使三者構成員やILO職員の能力構築、資源の流動化、既存の事業の改善等が重要であると考えている。

(2) 議題1: グリーンジョブ支援事業について

議題1においては、まず、Mamic ILO専門家が本事業の概要として、

- ・ 本事業は、①調査と会議、②対話に基づく事業場レベルでの活動、③政労使の能力構築という3つの活動要素から成り立っていること、
- ・ 本事業の特徴として、①サプライチェーンを対象としていること、②経済、雇用、環境の3つの側面でのプラス効果(win-win-win relationship)を企図していること、③環境保護と省エネルギーに焦点を当てていることが挙げられること、

や今後の事業の進め方について説明いただきました。

次に、齋藤（財）日本生産性本部研究員よりの説明では、日本におけるグリーンジョブの取組事例について紹介し、

環境問題が大きくなっており、企業活動を行っていく上で無視できない状況になっている。環境対策がコスト削減・効率性追求に結びつく可能性があることを認識し、環境対策を企業価値を高める主要な戦略として位置づけることが重要である。経済効率性と社会性についてバランスを取りつつ企業活動を行うことが鍵であり、そのためには労使間の協力が重要である

と結論付けました。

Ofreneoフィリピン大学教授からは、フィリピンの現状について、

- ①我が国は7000の島からなる国である。人口は9千万以上。多くの社会的・経済的問題を抱えている。
- ②サービス産業が多くの労働力を擁している。農業も比較的大きいが水の危機の影響を受け深刻な状況である。製造業については地元の事業場数が減少している。また、我が国は大規模なインフォーマルエコノミーを抱えている。
- ③温室ガスの低排出国である一方、気候変動リスクに対して最も脆弱な10カ国の1つとなっており、本事業を通じたILOからのノウハウの移転、多くの関係者の協力を期待する。

などの説明がありました。

Disyabut氏からは、

- ①我が国の経済は拡大しているが、輸出に大きく依存した経済であり、GDPの2/3を輸出が占めている。米国、日本及び中国が主要な輸出先国である。産業別に見ると製造業が最も輸出を行っている産業である。
- ②雇用者数で見ると繊維産業が最も多く、それに電子機器製造業、観光業が続く。産業別で我が国と日本との関わりを見ると、食品製造業では日本は第3位、自動車産業では日本は第4位の輸出先となっている。

として、タイの主要産業である自動車産業、電子機器製造業、食料品製造業、繊維産業、観光業において、それぞれが直面している環境問題や取組状況の説明がありました。

プレゼンテーション後のディスカッションでは、グリーンジョブという概念があまり馴染みのないこと、事業を進めるにあたり、労使の理解が重要であり、そのためにはグリーンジョブの意味するところを周知する必要があることなどの意見がでました。

(3)工場見学

1日目午後は、本田技研工業(株)にご協力いただき、同社埼玉製作所を見学させていただきました。

埼玉製作所では、生産ラインを見学し、改善提案事例などの現場における環境への取り組みなどをご紹介いただきました。

2日目:2月24日(水)

(1)議題2:企業レベル介入へのガイダンス・指示の提供について

2日目最初の議題である議題2では、まず、日本の労使の取組事例として、本田技研工業(株)、パナソニック(株)、電機連合、自動車総連より説明をいただきました。

本田技研工業(株)向野所長からは、同社は早くから環境への取組みを展開してきており、環境保全を企業の重要なテーマの1つとして「グリーンファクトリー計画」を策定して、環境保全活動の充実を図ってきたこと、同計画中の「ゼロエミッション」という概念は、工場から製品以外の物質を出さないこと、「環境負荷の最も少ない製品を環境負荷の最も小さい工場から」出すということを意味していることなどをご紹介いただきました。

パナソニック(株)芝池チームリーダーからは、同社において2007年に策定された経営基本計画「GP3プラン」では、企業の「着実な成長」とともに、「全ての活動で環境負荷を低減させること」が盛り込まれており、従業員の環境に対する意識啓発を図るLE活動などの取組みを行っていることをご紹介いただきました。

電機連合大窪中央執行委員からは、“Beautiful Earth, Happy Life”の理念の基、企業活動に直接介入できない労働組合であっても、環境活動について取り組んでおり、労働組合として初めてISO14001を取得したこと、労使協議の場において労働条件の向上とともに環境に対する問題提起をおこなっていることなどの取組みをご紹介いただきました。

自動車総連村山中央執行委員からは、自動車産業は二酸化炭素を大量に排出する産業であり、この問題の対応を誤ればバッシングは免れない。企業は環境対策に取り組んでおり、労働組合としてもこの取組みに賛同、協力しており、環境問題について定期的に会合を行っていることをご紹介いただきました。

これらの取組み事例に対して、フィリピン、タイからは、企業の取組に対して、労働者を如何に協力させるか、例えば協力を義務としているのか、インセンティブはあるのか、といった質問がありました。

(2)グループ・ディスカッション～議題3:総括

グループ・ディスカッションは、フィリピンとタイの2グループにわかれ、それぞれの国においてILOが現地指導するモデル企業・業種の選択基準、現地指導に当たった協力団体、今後のタイム・スケジュール等について議論を行いました。

議題3では、フィリピン及びタイからグループ・ディスカッションの結果をそれぞれ報告し、最後に村木厚生労働省大臣官房総括審議官(国際担当)より、本会合の結論を踏まえ、ILOのイニシアチブの下、事業が効果的に実施されることを期待すること、日本としても引き続き本事業に積極的にコミットすることなどを述べ、討議を終了しました。

(3)閉会式

閉会式には、細川厚生労働副大臣、南雲連合事務局長、川本日本経団連常務理事、山本ILOアジア・太平洋地域総局長にもご参加いただきました。

閉会式では、最初に、本会合のサマリーをMamic ILO専門家より発表していただきました。Mamic 専門家は、日本には資源の活用、省エネ化などの分野でグリーンジョブの好事例が多く存在しており、それらを手本として活用していきたい旨述べられました。

閉会挨拶は、まず、細川厚生労働副大臣よりご挨拶いただき、環境保全と企業の競争力を両立させるための「働き方」の改善に向けて政労使で取り組むべきであること訴え、協力を呼びかけました。

次にご挨拶いただいた南雲連合事務局長も、グリーンで持続可能な低炭素社会の実現に向けて、政労使パートナーシップのもとで取り組みを進めることを呼びかけ、連合としても最大限努力することを表明されました。

川本日本経団連常務理事からは、グリーンジョブを増やすためには国家プロジェクトによるマクロ的対応と、「現場力」といったミクロ的対応が考えられ、日本経団連として今後も提言を行っていききたいと挨拶されました。

最後に山本ILOアジア・太平洋地域総局長からは、今は経済成長を追求して環境対策を後回しにしているのはグリーンジョブ・イニシアチブの実現は困難であり、実現のためにも労使のサポートは必要であること、日本のILOへの支援への感謝、本事業においてフィリピン、タイと協力していくことへの期待についてご挨拶いただき、本会合は閉会しました。

(了)

ILO/WHO コラボ事業合同運営委員会、中小企業労働安全衛生ワークショップ

【日程・場所】

平成22年3月11日(木)～13日(土)

ベトナム社会主義共和国(ハノイ、タイグエン)

【出張者】

村木総括審議官(国際担当)、西澤国際協力専門官、島崎安全衛生部国際室長補佐、坂田係員

会合の位置付け・意義

＜合同運営委員会＞

国際労働機関(以下 ILO)および世界保健機関(以下 WHO)へ協同拠出をしているコラボレーション事業「地域住民・労働者の健康確保対策事業」の一環で行われる会議。プロジェクトの進捗状況の報告、今後の事業の進め方について、各関係組織(ベトナム労働・傷病兵・社会省(以下 MOLISA)、ベトナム保健省(以下 MOH)、ILO、WHO、およびドナー(日本政府))が一堂に会し協議する。

＜中小企業労働安全衛生ワークショップ＞

ベトナムの中小企業における労働安全衛生改善の取組の報告を聴取・成果事例を共有、加えてASEANの参加国や日本から、それぞれの国における制度や取組も紹介する。また、プロジェクトに参加している現地中小企業(鉄鋼一般加工業)を訪問し、職場の安全衛生改善チェックリストをもとに、改善の達成状況の把握や、グループワークを通じたより良い作業環境への提言作成により、各国の能力向上を図る。

主な議論と我が国のスタンス

＜合同運営委員会＞

プロジェクトが計画通り進んでいるか進捗状況を聴取。特に一つの国連(ONE-UN)ポリシーに則り実施される本事業では、ILOとWHO、そしてMOLISAとMOHのコラボレーションが重要であることを再確認し、これら組織の協働活動が円滑行われるよう連携を促す。本委員会に引き続いて行われる中小企業労働安全衛生ワークショップを来年も開催することを提案する。

<中小企業労働安全衛生ワークショップ>

ベトナムをはじめとしたASEAN各国の職場改善に向けた取り組みを情報共有させ、能力向上を図り、加えて我が国の当該分野に係る制度・歴史を紹介する。特に石綿などの有害物質への暴露抑制については、短期間での影響は無いものの、長期的には人体に多大な影響を及ぼす危険性があることを理解させる。そして日本が行っているリスクアセスメントや職場環境改善といった企業等の自発的活動の好事例を紹介する。

なお、翌週(14日)より実施される「安全衛生週間(National Safety Week)」の成功に期待する旨発言。

議事概要

<合同運営委員会>

【先方からの報告事項】

- MOLISA/ILO 側より、ILO が作成した中小企業における職場改善(Work Improvement in Small and Medium Enterprise: WISE)マニュアルを使用した活動に関して報告があった。主に作業機械への安全装置設置、機械へのラベリングによる作業ミス抑制、採光や換気を取り入れた作業環境の改善といった、簡易かつ低コストの取組により、職場の安全で健康的な環境改善が実現出来ている旨の報告があった。事業を通じた改善事例を、ワークショップ等を通じて他の中小企業と共有しており、効果の波及に努めている。
- MOH/WHO 側からは、各プロジェクトサイトにおける基本的労働衛生サービス(Basic Occupational Health Service: BOHS)に関する調査を行ったとの説明があった。BOHS サービス訓練マニュアルの作成や、スタディ・ツアーを通じて BOHS スタッフの能力向上を行った。アスベストに関する労働衛生の National Profile が完成した旨の報告があった。
- 労働安全衛生に関する National Profile が英語及びベトナム語で作成された。第2回国家安全衛生計画(2nd National OSH Programme)について準備が進んでおり、来年から実施予定と報告があった。
- 労働と保健のコラボレーションについては、上記安全衛生計画作成における相互協力、事業サイトにおける訓練コースへの招待や、労働災害・疾病の報告システム改善に向けた取組を行っていく。
- 事業のマネジメントについては、Project Management Unit が各プロジェクト実施サイトに設置され、事業の進捗とコーディネーションを円滑化している。
- 2010年の活動については、本事業に関係する組織と協力して、政策・ガイドラインの作成、訓練マニュアルの作成や、OSHに関連するILO条約の研究、農業やインフォーマル経済分野での作業改善への活動を行っていく予定であると説明があった。

【ドナーからの発言】

- 本事業が One-UN Policy のモデルケースとなることを期待して実施されているため、関係組織

との連携が重要である。

- 危険物質による労働者への健康被害対策には意識向上 (awareness raising) や労働者の自発的活動が大きく影響することを重点に置き、“ゼロ災キャンペーン”や“危険予知訓練”といった日本の取組・事例があるので、詳細は翌日からのワークショップにおいて紹介する。
- ワークショップは来年も開催すること、については①第2次労働安全衛生計画、②BOHS と WISE の協働アプローチ、③アスベストに関する政策について議論することを提案。
- 次回の本委員会は9月に実施する事を提案。

【その他】

- 本委員会の結果概要は MOH が作成し、後日関係者へ情報提供することに合意。次回(第4回)の合同運営委員会は、9月7日(火)に開催することで仮設定した。

<中小企業労働安全衛生ワークショップ>

【ベトナムからの報告】

- ベトナムのプロジェクト対象地域の参加企業から、中小企業の労働安全衛生改善に関する報告があり、WISE プログラムを通じて、低コストで高い効果の改善が得られている。成果を他の企業と共有する場を設け、更なる普及に努めている。
- アスベストについては中小企業がその消費の大半を占めており、人体への影響を広く周知するキャンペーンやポスター・リーフレットの作成している。地域によっては、防護器具の提供を行っているものの、着用への監理が十分でない。
- 保健スタッフについては、対象地域における調査の結果、肝炎が職業上感染する割合が高く、今回の調査結果の普及を通じた医療従事者への意識向上や予防のためのアドボカシーや訓練が必要。

【ASEAN からの報告】

- ASEAN 各国からも、民間企業が主導で OSH の推進活動を行うシンガポールの事例や、OSH 改善活動が顕著な大型企業が中小企業の OSH 改善を支援するといったフィリピンの事例の紹介があった。

【ドナーの発表】

- 安全衛生部・島崎補佐より日本の労働安全衛生に関する歴史・背景を説明、実際の企業で行われているリスクアセスメントの事例や、危険予知訓練(KYT)、参加型の安全訓練を紹介した。外国人労働者の多い地域においては、職場の安全衛生に関する小冊子を、現地国語(中国語、ポルトガル語など)に翻訳し、携帯させている取組を紹介。

【その他】

- ILO 専門家から、本事業と ASEAN-OSHNET の連携、労働安全衛生関連法の整備・強化、労

働者、使用者向けの理解がしやすい簡易な OSH 関連法情報の提供が重要であること、加えて労働監督システムの改善(戦略的監督、採用システム、訓練プログラム、労災報告システム等)が今後の課題である旨発言があった。

- なお、本ワークショップの結果を、5月に開催されるASEAN労働大臣会合へ報告し、ASEAN各国へ提言(別添)を行いたい旨の提案があった。
- 日本政府より、今回のようなワークショップを来年も開催してほしい旨発言した。

以上

ILO／日本マルチ・バイ事業「ASEAN地域労使関係事業」
第4回労使関係チーム(IRT)会合について(報告)

【日時・場所】 平成22年4月23日(金) タイ(バンコク)

【出席者】 ギーROAP次長、リショット専門家、樋口CTA、アーティエサ ASEAN 事務局職員、フィリピン及びマレーシア政府代表、労働者代表2名、使用者代表1名、中村日本 ILO 協会会長他
厚生労働省より安井国際協力室長補佐、藤澤協力調整係長が出席。

位置付け・意義

標記会合は、我が国が拠出する「日・ASEAN・ILO労使問題プロジェクト」の実施内容について、政労使三者構成主義に基づき、事業共同実施者(ILO事務局、ASEAN事務局、我が国厚生労働省)とASEAN地域の労使関係団体の代表が協議を行うための会合である。

主な議論と我が国のスタンス

1 第2回地域セミナー(2010年2月)の結果報告

リショット氏より、本年2月にクアラルンプールで開催された第2回地域セミナー「金融経済危機下においてASEAN諸国に生じている労使関係の問題と動向」の概略について説明があり、各国がテーマに沿った好事例の発表を行い、活発な議論が行われた旨報告があった。

- ▶ ドナーとして、セミナーの成果を広く普及させるため、報告書を出版すること及びASEANのHPに掲載することを求め、合意を得た。

2 ASEAN+3労働大臣会合、SLOM、PCCの準備状況

アーティエサ氏より、5月開催予定のSLOM及びPCCについての準備状況について説明があった。

- ▶ ドナーとして、IRTでの議論結果をPCCで説明することがASEANから求められた。

3 次回地域セミナーについて

- 日程及び開催場所について

アジア地域会合、ILO理事会の日程及び各国の休日等を考慮し、2010年11月22日から12月3日の間での開催が提案され、了承を得た。フィリピン政府が、マニラ近郊を中心に適当な場所を選定することとなった。5月22日のPCCまでに日程及び場所をフィリピン政府が確定することとされた。

- テーマについて

リショット氏より、①労働争議・紛争解決に関する法的枠組み、②法律・規則改正のプロセスを候補として説明があった。

- ▶ ドナーとして、法的枠組みを議論することには異論はないが、紛争解決など各国の関心

事に焦点をあてるべきと考えており、また、議論を有意義なものとするため、①ストの合法性、②労使協約締結権を持つ組合の選定方法、③労使紛争仲裁スキーム、④退職手当制度などの労使紛争の原因となる事項について明確になるよう、各国のレポートのフォーマットを定めるなどの工夫が必要ではないかとの提案を行い、了承を得た。

その他、法的枠組み、法律等改正のプロセスを取り上げることは有意義であるとの意見の他、それぞれにとどまらず、そこから労使紛争の解決方法などにもっていくことが重要であるなどの意見が出された。

4 IR事業のアウトプットについて

- ▶ ドナーとして、事業最終年に策定する予定のマテリアルの中身について、コンセンサスを得る必要があるため、次のとおり政労使の実務者が使用可能な簡単なブックレット、CDによって構成されるツールキットを作成し、ASEANのSLOMで承認を得るべきとの提案を行った。

- ① ASEAN/ILOで作成しているガイドラインを実施するための解説又はチェックリスト
- ② 地域会合で収集した健全な労使関係構築のための各国の好事例
- ③ 各国のIRに関する法令等、ILO条約、地域セミナーのレポート等関連資料

ILOからは、ツールキット作成の合意形成に時間を要することから、可能な限り簡便なものすべきとの意見があり、最終的には、ガイドラインに解説を付け加える等、ある程度、情報を加えた上で、簡単なブックレットとして作成すること、また、それ以外の既存の情報については、CD及びHPで検索可能な形で提供することで合意を得た。

ILOマルチバイ事業「ASEAN 地域労使関係事業」
労働問題協力委員会(PCC)出張報告

日時:平成22年5月20日(木)

出張者:麻田国際企画室長、安井補佐、大木

場所:メリアハノイ(ハノイ)

出席者:ASEAN加盟国代表、ドナルドASEAN事務局労働担当課長、フィフイ同課職員
ギーILO/ROAP 次長、サルターILO/DWTバンコク所長、キルダガードILOベトナム事務所
長、構 ILO/ROAP・CTA

会合の位置づけ

ILOマルチバイ事業「ASEAN 地域労使関係事業」について、4月に開催されたIRTでの労使との合意事項を踏まえた、ASEAN政府代表の提案をとりまとめ、ASEAN高級事務レベル会合(SLOM)に報告して承認を得るための会合。

主な議論と我が国のスタンス

議題

- (1) 第2回セミナー”Emerging Industrial Relations Issues and Trends in the ASEAN countries in the Time of Financial and Economic Crisis”についての報告
- (2) 第4回IRTの報告
- (3) 第3回セミナーのテーマと開催国、日時
- (4) 最終成果物について

議事概要及び我が国のスタンス

1 委員会は、アジェンダに沿って行われた。麻田室長及びベトナム政府が共同議長として承認され、以下の通り議事が進行した。

- (1) 議題(1)については、マレーシアより実施結果の報告書の提示及び概要説明があった。
- (2) 議題(2)については、ROAPより実施結果の報告があり、フィリピンにてセミナーを開催する方向で検討されたこと、日時は11月下旬から12月上旬であること、テーマ案としては紛争解決に係る法的枠組みに関するものであることが説明された。

また、我が方から、テーマ案への補足説明として、ストの合法性や、労使協議の対象となる労働組合の選定方法、紛争処理の方法等、法制度やその運用そのものが労使紛争の原因となったり、紛争を悪化させるケースがあること、また、それら法制度が各国でまちまちであり、投資先からみて不透明であることを説明した。

- (3) 議題(2)(3)について、フィリピンが地域セミナーのホスト国として承認された。セミナーの開催時期については、我が方及びフィリピン政府から、IRTで検討された期間のうち、各国における準備を考慮し11月25、26日を第1候補とし、労使等の都合がつかない場合は5月中にASEAN事務局へ連絡することとされた。場所については、マニラ市内のホテルが提案され、承認された。なお、ミャンマー政府より、ミャンマーにILOから旅費が支払われないことについて異議があったが、ROAPより、ILO総会の決議に基づく措置であるとの説明があり、議長が当委員会では判断がつかない事項であるとして理解を求め、議事を進行した。
- (4) セミナーのテーマについては、議論の結果、“Legal Framework and Practice for Labour Dispute and Settlement”とすることとされた。
- (5) 議題(4)については、当方より、最終成果物として企業の労使リーダーが使用可能な“toolkit”は、ASEANがとりまとめた労使関係のガイドラインのガイダンスとなる小さなブックレットであり、分厚い報告書のような物ではないことを説明し、了承を得た。
- (6) 本事業は本年度をもって終了することから、来年度以降にフェーズ2に移行するかどうかについて意見を求めたところ、インドネシア、ラオス、ベトナムから延長に対する期待が表明された。

アジア地域における雇用分野セーフティネット整備支援事業（新規事業）概要
平成22年度予算額（内示） 56,561千円

（1）プロジェクト概要

アジア地域における積極的雇用対策や雇用保険などの社会的セーフティネットの整備は、低所得者層を底上げし、アジア域内の民生の向上・有効需要の喚起のために必要不可欠である。しかしながら、多くのアジア諸国においては、公的職業紹介機関が十分に機能しておらず、また、失業保険制度が存在しないため、失業に伴う社会格差の拡大による社会の不安定化が懸念されている。このため、アジア諸国に失業保険制度等のノウハウを移転するとともに、それを公平・公正に実施する雇用サービス機関の機能強化の支援が必要である。

本事業は、ILOマルチバイ事業のスキームを用い、ASEAN事務局等との連携により、失業保険制度導入のための支援等を実施するものである。

（2）背景及び目的

現下の金融危機に端を発した世界的な経済不況は、アジア諸国の雇用情勢に大きな影響を及ぼしている。現在の日本経済は、アジア地域の消費に支えられている側面があり、本事業においては、アジア地域における社会的セーフティネット整備を支援することにより、低所得者層を底上げし、アジア域内の民生の向上・有効需要の喚起を図る。さらに、日本における労働市場政策のノウハウの移転により、ジャパンモデルがアジアにおけるスタンダードとなり、日本企業のアジア諸国での活動をより円滑にすることを図る。

（3）対象国地域

ASEAN諸国の中で失業保険の導入を検討している国

（4）期待される効果（予定）

- ① 地域セミナー、失業保険制度設計コンサルティング等を実施し、アジア諸国に失業保険制度の知見・ノウハウを普及することにより、制度構築の機運醸成等、制度導入が推進される。
- ② 雇用サービス機関の機能強化のためのフェロシップ等の実施により、失業保険制度導入のために必要な給付機関における職業紹介・失業認定等の機能の向上が図られる。

（5）実施期間等

平成22年度から平成24年度まで（3年間）

(仮訳)

アジア地域における雇用分野セーフティネット整備支援事業 プロジェクト構成

Development Objective (上位目標)

本プロジェクトは、失業したり、所得が減少した労働者のための所得支援措置を含む社会・雇用セーフティネットの設計、実施及び適切な実行に向けて、ASEAN 各国特にベトナムを支援することを目標とするものである。

Immediate Objective 1 (事業目標 1)

プロジェクトの終了時には、フォーマルセクター労働者の脆弱性を減少させ、現在と将来の危機に対処するために、政府、社会保障機関の管理者、すべての ASEAN 諸国のソーシャルパートナーが、雇用セーフティネット対策の拡大の必要性を理解する。

Output (成果)

1. 雇用セーフティネットの経験を認識し、文書化する。ASEAN 諸国の間で雇用セーフティネット対策の展開をモニターする。
2. 失業保険やその他の所得支援プログラムだけでなく、雇用サービスについてもリサーチする。リサーチの結果は、ベトナム及び他の ASEAN 諸国において、適応と効果的な介入方法設計の基礎とする。
3. 失業保険やその他の所得支援プログラムだけでなく、雇用サービスの重要性に関する意識を高める（政策立案者や社会保障制度の管理者だけでなく、ソーシャルパートナーの間で）。

Immediate Objective 2 (事業目標 2)

プロジェクトの終了時には、財政的持続性の向上、スキーム全体の管理と共に、ベトナムにおける失業保険のスキームを効果的に機能させる。労働法の下で働く労働者を増加させる。

Output (成果)

1. 実施結果レビューのサポートする。
2. 雇用サービスに失業保険をリンクするための省庁間のメカニズムの確立、強化をする。
3. 労働者、雇用者、関係者による失業保険に関する情報へのアクセスを促進する。
4. 失業保険の実施、運用、マネジメントを機能させるため、及び失業保険の実行におけるモニターとレポートに必要なデータを用意するため、適切なソフトウェアを開発する。
5. スキームの機能効率を高めるため、及び運用目標を達成する実施機関の進捗状況を計るために、実行管理システムを実施する。
6. 失業保険のスキームの実施及び管理のために、実施機関スタッフと管理者の能力を向上させ、失業者へのよりよい良いサービスを可能にする。

Immediate Objective 3 (事業目標 3)

プロジェクトの終了時には、ASEAN 諸国の間で、失業保険のスキームや雇用サービスにおいて、専門知識のネットワークが構築される。

Output（成果）

1. 失業保険や雇用サービスにおける研修やセミナーを行うだけでなく、タイと日本のフェローシップを通じて、能力を構築する。
2. 失業保険スキームや雇用サービスの実施を始める際に、お互いに学ぶ意味で、課題や好事例について技術的なセミナー／シンポジウムを開催する。

アジア地域における雇用分野セーフティネット整備支援事業 論理的枠組みLogical Framework(仮訳)

Development Objective 上位目標

本プロジェクトは、失業したり、所得が減少した労働者のための所得支援措置を含む社会・雇用セーフティネットの設計、実施及び適切な実行に向けて、ASEAN各国特にベトナムを支援することを目標とするものである。

Immediate Objective 事業目標	output 成果	Activity 活動
1.プロジェクトの終了時には、フォーマルセクター労働者の脆弱性を減少させ、現在と将来の危機に対処するために、政府、社会保障機関の管理者、すべてのASEAN諸国のソーシャルパートナーが、雇用セーフティネット対策の拡大の必要性を理解する。	1. 雇用セーフティネットの経験を認識し、文書化する。ASEAN諸国間で雇用セーフティネット対策の展開をモニターする。	1-1-1 ASEAN諸国や中国において雇用状況調査(毎年)を行い、基盤である“社会保障のグローバルな拡張”(Global Extension of Social Security: GESS)に関する知識を共有し、ILO、日本、ASEANの出版物を通じてその成果を普及させる。
		1-1-2 既存の失業保険制度、所得/現金転送プログラム、雇用保証制度、公共事業のプログラムだけでなく、雇用サービスについても、アジア(ASEAN諸国だけでなく、中国、インド等)におけるフォーマルセクターの労働者とインフォーマル経済をターゲットとして、一覧表を作成する。基盤であるGESSを通じて、また、ILO、日本、ASEANの出版物を通じて調査結果を普及させる。
		1-1-3 ASEAN加盟国が興味を持っていることに関し、経験を一覧表化・文章化する(ケーススタディ)。ケーススタディは、出版し、普及させる。ワークショップで知識を共有する。基盤であるGESSの知識を共有化する。
	2. 失業保険やその他の所得支援プログラムだけでなく、雇用サービスについてもリサーチする。リサーチの結果は、ベトナム及び他のASEAN諸国において、適応と効果的な介入方法設計の基礎とする。	1-2-1 失業保険やその他の所得支援プログラムの文献レビューをまとめ、未踏の研究テーマを発見する;雇用サービスに関する同様のレビューをまとめたり、未踏の研究テーマを発見したりする。
		1-2-2 失業保険や雇用サービスのスペシャリスト・専門家と1-2-1の活動結果を共有し、プロジェクトで取り上げる2つの研究テーマを選択する。
		1-2-3 研究テーマをプロデュースし、ワークショップを通じてその研究結果を共有する。
		1-2-4 研究結果や、ワークショップでの共有した知識に基づいて、ASEAN諸国間における雇用セーフティネット対策・実施のためのテクニカルガイドラインを作成する。基盤であるGESSを介して、テクニカルガイドラインを普及させ、それを出版物とする(ILO、日本及びASEANの出版)。
	3. 失業保険やその他の所得支援プログラムだけでなく、雇用サービスの重要性に関する意識を高める(政策立案者や社会保障制度の管理者だけでなく、ソーシャルパートナーの間で)。	1-3-1 ベトナムやタイだけでなくASEAN事務局も含めたASEAN諸国からの高い政治レベルの代表が出席する有効な会議をプロジェクト開始時に開催する。
		1-3-2 プロジェクト2年目にセミナーを開催することとする。このワークショップは、調査、一覧表、各国の好事例(日本や他国の)や文献レビューの結果を広めるものとする。最新のILO条約C102(パートIV)とC168において、また、批准の重要性と批准プロセスについての情報を共有する機会とする。このセミナーでは、意識を高め、これまでそのようなスキームを実施していない国での雇用のセーフティネット推進を期待している。
	2.プロジェクトの終了時には、財政的持続性の向上、スキーム全体の管理と共に、ベトナムにおける失業保険のスキームを効果的に機能させる。労働法の下で働く労働者を増加させる。	1. 実施結果レビューのサポートする。
2-2-1 労働・傷病者兵・社会問題部(Department of Labour, Invalids and Social Affairs, DoLISA)が、ステークホルダー(地方社会保険(Provincial Social Insurance, PSI)、雇用サービスセンター(Employment Service Centers, ESCs)、ソーシャルパートナー)との地方ベースのレビュー会議を開催することをサポートをする。その会議は、進行状況、優先事項及び失業保険スキームを有効に実施するために必要な改善点について話し合うものである。		
2. 雇用サービスに失業保険をリンクするための省庁間のメカニズムの確立、強化をする。		2-2-2 雇用局(Bureau of Employment, BoE)が、失業保険制度の実施のために、ステークホルダー機関(ベトナム社会保険(Viet Nam Social Security, VSS)、BoE等)の間で、国家レベルにおいて、実施調整とモニタリング会議を行うことをサポートする。
		2-2-3 失業保険と雇用サービスの連携に関するセミナー開催に参加する。
		2-3-1 職業訓練へのアクセスなどを含めた雇用主と労働者の権利と義務、失業保険の登録と請求の手続、条件や資格の利点に関する社会的なマーケティングキャンペーンの促進をサポートする。
3. 労働者、雇用者、関係者による失業保険に関する情報へのアクセスを促進する。		2-3-2 地方レベル(ベトナム労働連盟(Viet Nam General Confederation of Labour, VGCL)、ベトナム商工会議所(Viet Nam Chamber of Commerce and Industry, VCCI)等)において、ソーシャルパートナーが実施した活動に関する意識向上をサポートする。それにより、失業保険において、企業の参加を増やすことになる。

		2-3-3	BoEが、マスコミ、企業、他の国と地方機関、国際ドナー国に対して、失業保険のスキームを説明するために、国及び地方のワークショップを開催するのを補助する。これらのワークショップの参加者は男性と女性の労働者の代表的なサンプルを含んでいる必要がある。
		2-3-4	DoLISAとVSS/PSIが、公共メディア(ホットラインやウェブサイトのサービス、印刷物(チラシ))の使用を含めた失業保険に関する情報へのアクセスを容易に行うようにするための計画の促進をすること、及び職場の参加者や地方レベルの実施機関に資料を配布することをサポートする。
	4. 失業保険の実施、運用、マネジメントを機能させるため、及び失業保険の実行におけるモニターとレポートに必要なデータを用意するため、適切なソフトウェアを開発する。	2-4-1	IT開発者の技術援助を行い、テストのシナリオを設計し、ESCs、VSS / PSIにおいて基本的機能テストを実施することにより、ソフトウェア開発をサポートする。ソフトウェアの実施を容易にし、最終的なユーザーに普及させるため、ユーザーマニュアルとトレーニング教材を開発することをサポートする。
		2-4-2	BoEとVSSが、全地区において雇用センターとVSS / PSIに発売する失業保険情報システムソフトの実行プランを援助する。
	5. スキームの機能効率を高めるため、及び運用目標を達成する実施機関の進捗状況を計るために、実行管理システムを実施する。	2-5-1	積極的な参加者による協議ワークショップ、パートナー及びサービスプロバイダの実施への援助を通じて、ESCs、職業訓練プロバイダー、VSS/PSIによって提供されるサービスを測るための失業保険のパフォーマンス指標を開発することをサポートをする。
		2-5-2	失業保険のパフォーマンス指標の使用と意味において、BoE、VSSが、DoLISA、VSS / PSI、雇用センター、職業訓練プロバイダーと地方レベルで、社会的パートナーを養成することをサポートする。
		2-5-3	BoEとVSSが、徐々に、すべての地方で失業保険パフォーマンス管理システムを実施することをサポートする。
	6. 失業保険のスキームの実施及び管理のために、実施機関スタッフと管理者の能力を向上させ、失業者へのよりよい良いサービスを可能にする。	2-6-1	BoEが、訓練のニーズを把握し、訓練教材を改正し、最終的には、新しい訓練を開発することをサポートする。
		2-6-2	BoEとVSSが、DoLISA、雇用センター、15のターゲットとなる地方のVSSスタッフのために訓練を行うことをサポートする。
		2-6-3	BoEとVSSの、トレーナーの訓練、国のワークショップ参加、労働市場のプロジェクトの活動の可能性を通じて、他の地域のステークホルダーのための方針を立てる能力の向上をサポートする。
		2-6-4	BoEが、ステークホルダー会議を管理し、フィードバックを求め、データを分析、積極的労働市場政策(Active Labour Market Policies, ALMP)を促進するために、DoLISA当局の能力を開発することをサポートする。
3. プロジェクトの終了時には、ASEAN諸国の間で、失業保険のスキームや雇用サービスにおいて、専門知識のネットワークが構築される。	1. 失業保険や雇用サービスにおける研修やセミナーを行うだけでなく、タイと日本のフェローシップを通じて、能力を構築する。	3-1-1	失業保険と雇用サービスの分野において能力を開発できるようにするため、プロジェクトの選ばれた受領者(国の政策立案者、管理者や省庁の技術スタッフ、社会保障制度や雇用サービスだけでなく、様々なASEAN諸国からの社会的パートナー)に日本とタイが協力する。
		3-1-2	多くの政策立案者、社会保障のスタッフと管理者、ASEAN諸国からのソーシャルパートナーによって得られた知識を伝達するため、技術的な知識を共有するワークショップを開催する。
		3-1-3	ILOによる継続的な技術サポート・指導を通じて、ASEAN事務局の能力を強化をする。
	2. 失業保険スキームや雇用サービスの実施を始める際に、お互いに学ぶ意味で、課題や好事例について技術的なセミナー/シンポジウムを開催する。	3-2-1	ASEAN(+3)諸国のために、失業保険における好事例と課題について技術的ワークショップを開催する。これらのセミナーでは、ベトナムのプロジェクト及び他国の事例を紹介することとし、具体的運用上の問題に焦点を当てる。
		3-2-2	雇用サービスセンターの能力開発というJICAのプロジェクトとASEAN事務局との緊密なパートナーシップにおいて、インドネシアで雇用サービスに関する地域シンポジウムを開催する。このシンポジウムは、経験の共有、この分野での能力向上を強化するものとする。
		3-2-3	プロジェクトのほとんどのイベントに参加し、訓練・技術的なワークショップで援助する役割を果たし、ASEAN諸国に失業保険スキームと雇用サービスの促進を技術的にサポートする専門家の地域ネットワークを作り、促進する。